

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会  
理事長 岩 永 裕 貴

### 令和8年規則第1号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則(平成27年2月25日規則第1号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。